

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市準備
委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会会則第 13 条第 3 項の規程に基づき、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第 2 条 専門委員会の名称並びに第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、専門委員会委員のうちから、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会会長（以下「会長」という。）が定める。

3 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 専門委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開会し議決することはできない。ただし、委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席し、代理権を行使することができる。

- 3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 前3項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めたときは、書面により、専門委員会を開会することができる。この場合において、賛否を表明した委員を出席委員とみなす。

(部会)

第5条 専門委員会は、必要があると認めるときは、部会を設置し、専門的事項について調査、研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 部会は、委員長が指名した委員をもって構成する。
- 3 部会長は、委員長が指名する者をもって充て、部会を総括する。
- 4 前条の規定は、部会について準用する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、各専門委員会委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、専門委員会の最初の会議は、会長が招集する。

別表（第2条関係）

専門委員会名称	付託事項	委任事項
総務・企画専門委員会	1 総務・企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技・式典専門委員会	1 競技・式典会場に関すること。 2 競技運営に関すること。 3 競技用具に関すること。 4 式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
魅力発信・おもてなし専門委員会	1 魅力発信に関すること。 2 おもてなしに関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊・衛生専門委員会	1 宿泊・弁当に関すること。 2 医療衛生に関すること。 3 環境美化に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送・交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 消防・警備に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。